

# 平成31年度水質検査計画



喜界町水環境課

## 目 次

- 1 . 基本方針
- 2 . 水道事業の概要
- 3 . 原水及び浄水の水質状況
- 4 . 検査採水地点と検査項目及び検査頻度
- 5 . 水質検査方法 ( 自己 / 委託の区分 )
- 6 . 臨時の水質検査
- 7 . 水質検査の公表
- 8 . 水質検査の精度と信頼性保証
- 9 . その他 ( 関係機関との連携 )

## ・はじめに

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために必要不可欠なものであり、水道水の水質管理の中核をなすものです。

喜界町の水質検査計画は、水源の種別、過去の水質検査結果、水源周辺等について総合的に検討し、検査地点、検査項目及び検査頻度ならびに公表の方法等を定めたものです。

## 1. 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水を供給するために、水道水が給水栓において水質基準に適合していることを遵守するため、定期的に行う検査について水質検査計画を策定し、計画的に検査を実施いたします。

水質検査計画は、水道法20条、水道法施行規則第15条に定めるところにより、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水場所及び検査回数を記載します。

喜界町の水道の水質に関する検査についての基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 安全でおいしい水を安定供給します。
- (2) 需要者の信頼できる水道水の供給を図ります。
- (3) 効率的な水質検査を目指し、合理的な判断のもと質の高い水の供給を行います。
- (4) 地域性を考慮した水質検査の実施を行います。
- (5) 水質計画について事業年度の初めに需要者に対して情報提供のため公表致します。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため施設の管理を適正に行い、需要者が安心、信頼して利用できる水の供給を目指します。

また、水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時の水質検査を行います。

水質検査については水道法20条に定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行いますが、精度が良好に保たれていると評価された機関であることとします。

この基本方針に基づき適切な水質検査計画を策定し、安全な水道水を供給していることをご理解いただくとともに、その検査結果は公表するものであります。

## 2. 水道事業の概要

喜界町には4地区の簡易水道事業があり各地区に水道水を供給していますが、南部・東部・川嶺地区においては、水源からの原水を各の浄水施設にて電気透析設備で浄水を行った水を供給していますが、西部地区につきましては、同様の浄水システムで平成29年3月より一部区域供給を開始していますが、今後は管路整備が完了次第順次供用区域を拡大していきます。

当該4地区の給水規模・給水人口等・水源施設・浄水施設の概要と給水状況及び配水系統図について記載します。

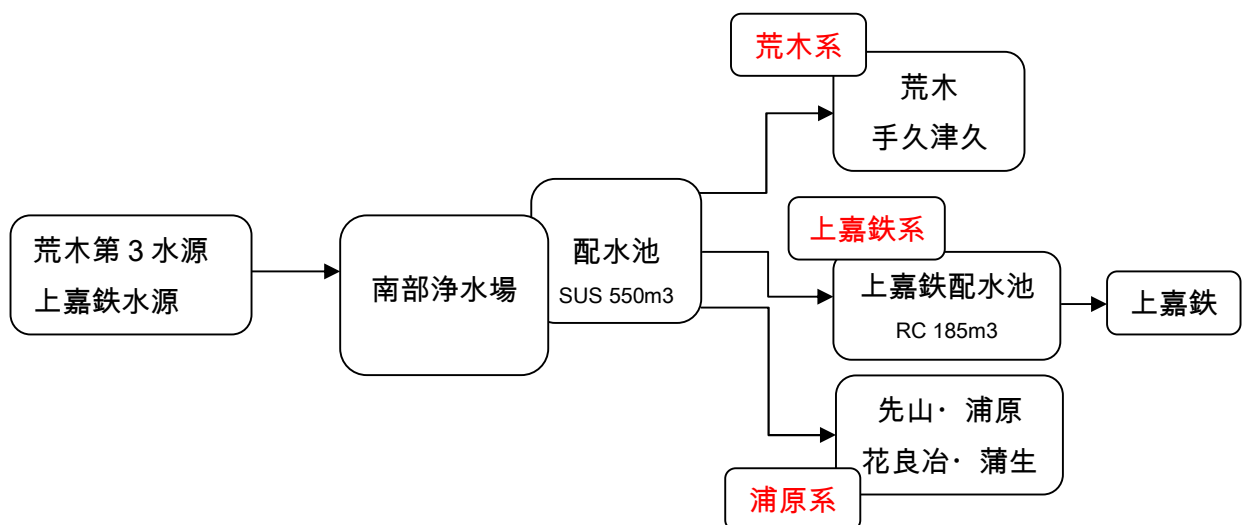
・ 南部地区簡易水道の概要

給水区域	荒木・手久津久・上嘉鉄・先山・浦原・花良治・蒲生地区
給水人口(計画)	1,720人
給水人口(H31.3)	1,282人
普及率	100%
計画一日最大給水量	711.0 m <sup>3</sup> /day (認可)
一日最大給水量	801.0 m <sup>3</sup> /day (H29水道統計)
※水源施設概要	
水源名	荒木第2水源・荒木第3水源・上嘉鉄水源
水源の種別	地下水
取水量(計画)	荒木第2水源 274.0 m <sup>3</sup> /day 荒木第3水源 500.0 m <sup>3</sup> /day 上嘉鉄水源 150.0 m <sup>3</sup> /day
※浄水施設概要	
浄水場名	南部浄水場
浄水方法	急速ろ過方式 + 電気透析設備
浄水能力	711.0 m <sup>3</sup> /day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

・ 南部地区配水系統図

荒木・上嘉鉄水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消後毒に配水しています。

( 荒木第2水源は南部地区ですが、西部地区整備期間中は暫定的に西部地区へ供給しています。 )

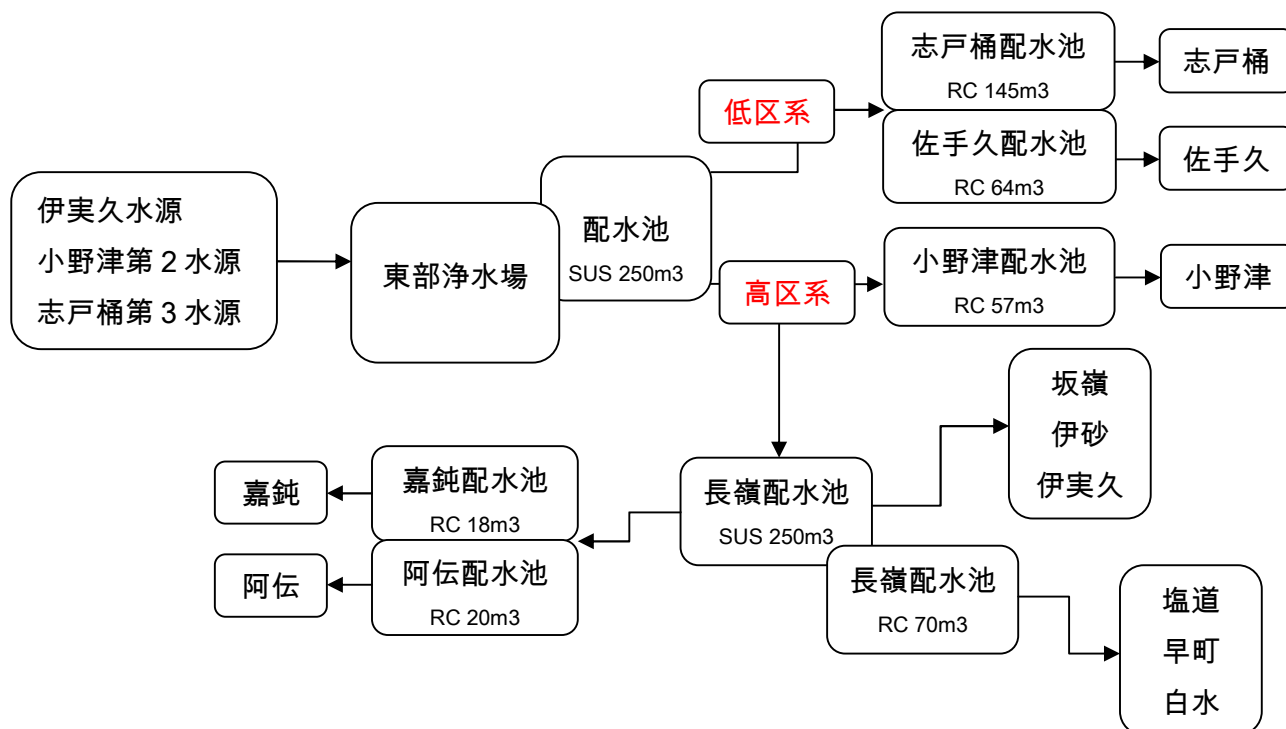


・ 東部地区簡易水道の概要

給水区域	坂嶺・伊砂・伊実久・小野津・志戸桶・佐手久・塩道・早町 白水・嘉鈍・阿伝地区
給水人口(計画)	2,405人
給水人口(H31.3)	1,802人
普及率	100%
計画一日最大給水量	835.0 m <sup>3</sup> /day (認可)
一日最大給水量	835.0 m <sup>3</sup> /day (H29水道統計)
※水源施設概要	
水源名	伊実久水源・小野津第2水源・志戸桶第3水源
水源の種別	湧水(伊実久水源・小野津第2水源) 地下水(志戸桶第3水源)
取水量(計画)	伊実久水源 400.0 m <sup>3</sup> /day 志戸桶第3水源 354.2 m <sup>3</sup> /day 小野津第2水源 248.0 m <sup>3</sup> /day
※浄水施設概要	
浄水場名	東部浄水場
浄水方法	急速ろ過方式+電気透析設備
浄水能力	835.0 m <sup>3</sup> /day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

・ 東部地区配水系統図

伊実久・小野津・志戸桶水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消後毒に配水しています。

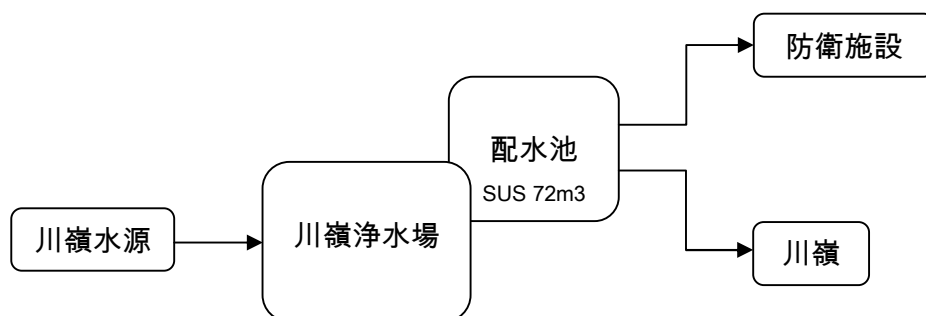


・ 川嶺地区簡易水道の概要

給水区域	川嶺地区 ( 防衛施設含む )
給水人口 ( 計画 )	3 3 2 人
給水人口 ( H3 1.3 )	1 6 7 人
普及率	1 0 0 %
計画一日最大給水量	1 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day ( 認可 )
一日最大給水量	9 1 . 0 m <sup>3</sup> / day ( H2 9 水道統計 )
※水源施設概要	
水源名	川嶺水源
水源の種別	地下水
取水量 ( 計画 )	川嶺水源 1 2 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
※浄水施設概要	
浄水場名	川嶺浄水場
浄水方法	急速ろ過方式 + 電気透析設備
浄水能力	1 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

・ 川嶺地区配水系統図

川嶺水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消後毒に配水しています。

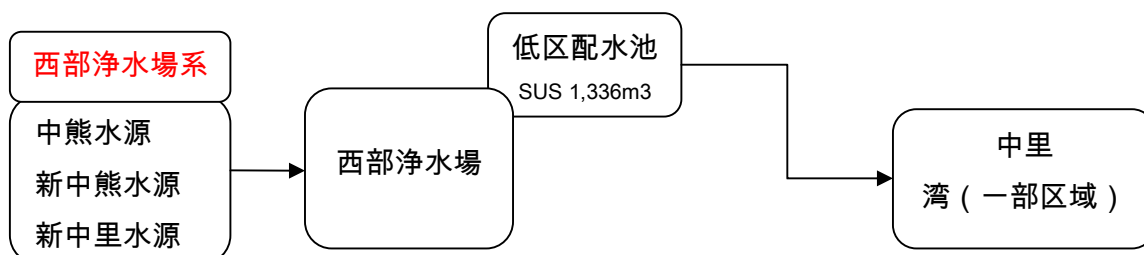


・ 西部地区簡易水道の概要 ( H 2 3 変更認可で統合事業で整備を実施中 )

給水区域	中里・湾・赤連・池冶・中間・先内・中熊・羽里・山田・城久 島中・滝川・大朝戸・西目地区
給水人口 ( 計画 )	4 , 2 6 0 人
給水人口 ( H3 1.3 )	3 , 8 0 1 人
普及率	1 0 0 %
計画一日最大給水量	2 , 5 8 0 . 0 m <sup>3</sup> / day ( 認可 )
一日最大給水量	2 , 7 0 5 . 0 m <sup>3</sup> / day ( H 2 9 水道統計 )
※水源施設概要	
水源名	滝川水源・島中水源・大朝戸水源・中里水源・新中里水源 中熊水源・新中熊水源
水源の種別	湧水 ( 滝川水源・島中水源・大朝戸水源 ) 地下水 ( 中里水源・新中里水源・中熊水源・新中熊水源 )
取水量 ( 計画 )	滝川水源            2 8 8 . 9 m <sup>3</sup> / day 島中水源            5 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 大朝戸水源        1 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 中里水源        1 , 0 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 新中里水源        5 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 中熊水源            2 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day 新中熊水源        5 0 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
※浄水施設概要	
浄水場名	西部浄水場・各配水池で消毒処理
浄水方法	急速ろ過 + 電気透析設備・次亜塩素酸ナトリウム消毒処理のみ
浄水能力	2 , 5 8 0 . 0 m <sup>3</sup> / day
消毒薬品	次亜塩素酸ナトリウム

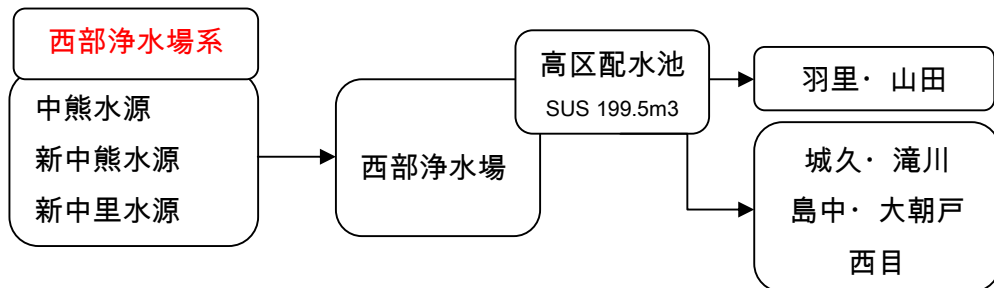
・ 西部地区配水系統図 ( 西部浄水場配水池系 )

新中里・中熊・新中熊水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消後毒に配水しています。



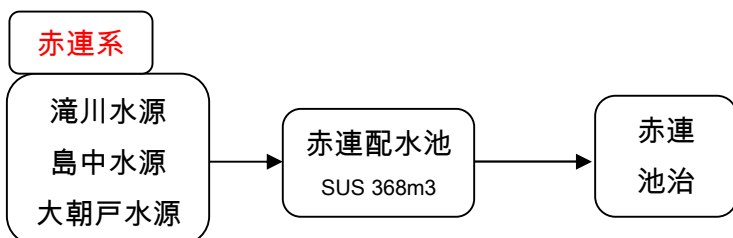
・ 西部地区配水系統図 ( 西部浄水場配水池系 )

新中里・中熊・新中熊水源より取水、浄水場へ送水し急速ろ過機と電気透析設備で浄水して、塩素消後毒に配水しています。



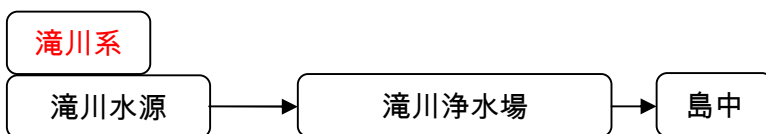
・ 西部地区配水系統図 ( 赤連配水池系 )

滝川・島中・中熊・大朝戸水源より取水し、赤連配水池へ送水し塩素消毒後に配水しています。



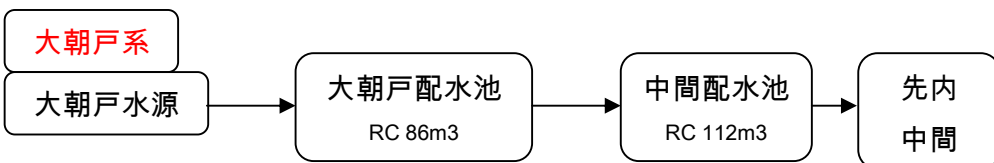
・ 西部地区配水系統図 ( 滝川浄水場配水系 )

滝川水源より取水し、滝川浄水場へ送水し塩素消毒後に配水しています。



・ 西部地区配水系統図 ( 大朝戸配水池系 )

大朝戸水源より取水し、大朝戸配水池へ送水し塩素消毒後に配水しています。





### 3. 原水及び浄水の水質状況

喜界町にある4地区の簡易水道の原水水質性状としては、喜界島が隆起珊瑚礁により形成されているため、地質由来の硬度分、蒸発残留物が高い数値となっています。

また、畑地帯に近接している水源によっては、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値内ではありませんが、近年高い数値を示すようになってきています。

また、5水源が湧水を利用しているため指標菌・クリプトスポリジウム等の検査も行っています。

浄水については、原水の水質性状等を踏まえた浄水方法として、急速ろ過方式+電気透析設備で行うことで硬度分・蒸発残留物等を除去低減し水質基準に適合した安心で安全な水道水を供給していますが、水質検査を行うことにより基準に適合した水道水であることを確認しています。

### 4. 検査項目・検査頻度・採水地点

#### (1) 検査項目

- ・ 原水 (別表一原1・別表一原2・別表一原3)

水質基準51項目から消毒副生物(塩素消毒により生成)と味を除いた項目を行います。

また「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、水源における指標菌(大腸菌および嫌気性芽胞菌)並びにクリプトスポリジウム等(クリプトスポリジウムおよびジアルジア)の検査を行います。

- ・ 浄水 (別表一浄1・別表一浄2)

水質基準51項目と毎日検査(色・濁り・残留塩素)を行います。

#### (2) 検査頻度

- ・ 原水 (別表一原1・別表一原2・別表一原3)

水源の種別(地下水・湧水)により検査回数が異なりますが、下記を基準としています。

水質基準項目・・・・・・・・・・ 1回/月・1回/年

指標菌・・・・・・・・・・ 1回/月・1回/3ヶ月・1回/年

クリプトスポリジウム等・・ 1回/3ヶ月・1回/年

- ・ 浄水 (別表一浄1・別表一浄2)

毎日検査・・・・・・・・・・ 1回/日

水質基準項目・・・・・・・・・・ 1回/月・1回/3ヶ月・1回/年

( 3 ) 採水地点

②原水 水源

水源 ( 下表採水地点一覧・別紙位置図 ) ごとに採水し、検査を実施します。

事業名	水源名	採水地点	区分
川嶺地区簡易水道	川嶺水源	川嶺水源 (喜界町川嶺長峯田1091-4)	原水
南部地区簡易水道	荒木第2水源	荒木第2水源 (喜界町荒木当原1000)	原水
	荒木第3水源	荒木第3水源 (喜界町荒木カマノ前972-2)	原水
	上嘉鉄水源	上嘉鉄水源 (喜界町上嘉鉄墓家前2144)	原水
東部地区簡易水道	小野津第2水源	小野津第2水源 (喜界町小野津目黒原726-2)	原水
	志戸桶第3水源	志戸桶第3水源 (喜界町志戸桶志り原87-1)	原水
	伊実久水源	伊実久水源 (喜界町伊実久下田35)	原水
西部地区簡易水道	中里水源	中里水源 (喜界町中里志良957)	原水
	新中里水源	新中里水源 (喜界町中里志良958)	原水
	滝川水源	滝川水源 (喜界町滝川山之上1889)	原水
	島中水源	島中水源 (喜界町島中前ノキシ1443)	原水
	大朝戸水源	大朝戸水源 (喜界町大朝戸前ヤ710)	原水
	中熊水源	中熊水源 (喜界町中熊平栄田438)	原水
	新中熊水源	新中熊水源 (喜界町中熊袋263-2)	原水

① 浄水 給水栓 ( 蛇口 )

浄水の毎月・毎日検査の採水地点については、各配水池系統末端の給水栓で実施します。各地区より 14ヶ所 ( 下表採水地点一覧・別紙位置図 ) を選定し実施します。

事業名	配水系統	採水地点	区分
川嶺地区簡易水道	川嶺浄水場配水池系	川嶺地区旧公民館	浄水
南部地区簡易水道	南部浄水場配水池系	荒木地区公民館	浄水
	南部浄水場配水池系	上嘉鉄西地区ゲートボール場	浄水
	南部浄水場配水池系	蒲生地区公民館	浄水
東部地区簡易水道	東部浄水場配水池系	白水地区公民館	浄水
	東部浄水場配水池系	阿伝地区公民館	浄水
	東部浄水場配水池系	佐手久地区公民館	浄水
	東部浄水場配水池系	坂嶺地区公民館	浄水
西部地区簡易水道	西部浄水場配水池系	営農支援センター	浄水
	西部浄水場配水池系	中里地区公民館	浄水
	西部浄水場配水池系	羽里地区公民館	浄水
	赤連配水池(SUS)系	池治浜海水浴場ビーチハウス	浄水
	滝川浄水場系	島中地区公民館	浄水
	大朝戸配水池系	先内地区公民館	浄水

## 5. 水質検査方法 ( 自己 / 委託の区分 )

検査方法は「水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)により行います。

水質検査は、毎日行う検査以外は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。

## 6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査については「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」定められる、下記における水質等の変化及び異常が認められた場合に、臨時の水質検査を行います。

- ( 1 ) 水源の水質が著しく悪化したとき
- ( 2 ) 水源に異常があったとき
- ( 3 ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ( 4 ) 浄水過程に異常があったとき
- ( 5 ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ( 6 ) その他特に必要があると認められたとき

## 7. 水質計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査をおこないますが、水質検査計画、水質検査の結果につきましては、喜界町のホームページ (<http://www.town.kikai.lg.jp/>) で公表いたします。

## 8. 水質検査の精度と信頼性保証

水質基準への適合を確認するための水質検査は、需用者の皆様が直接口にされる水道水の安全性を確認するための検査であり、同時に水質管理の総体を評価する検査であることから、正確で精度の高いものでなければなりません。

従って、水質検査を委託する検査機関は、国際規格であるISO9001とISO / IEC17025の一部をモデルとして策定された日本水道協会の優良試験所規範 (水道GLP) の認定を受けている機関であることとします。更に、公正な第三者機関による外部精度管理 (国や県等で行う評価試験) を受け精度が良好に保たれていると評価された機関であることとします。

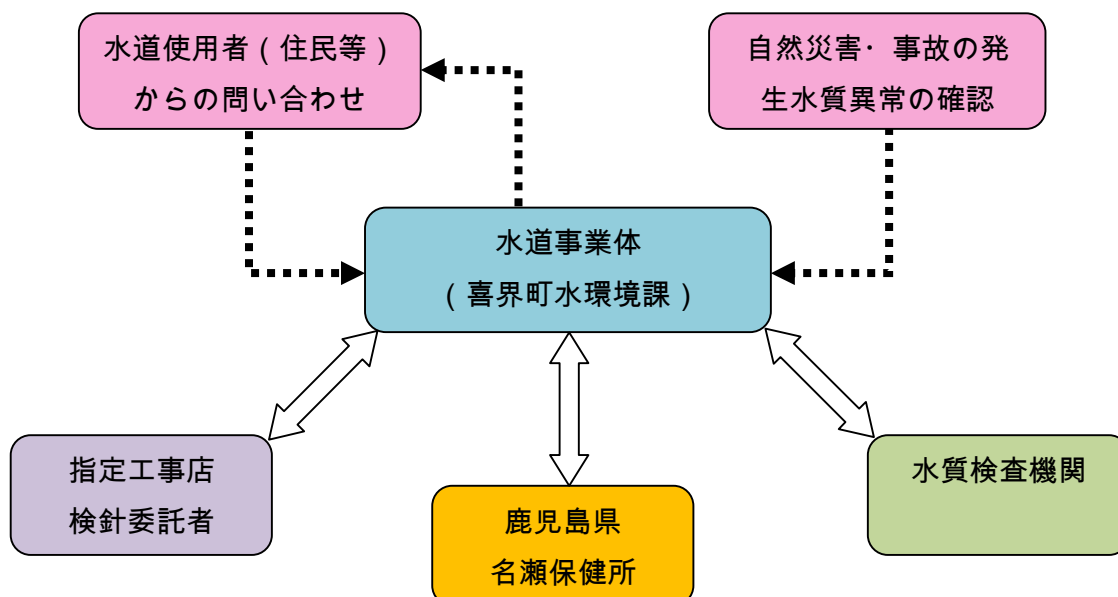
## 9. その他（関係機関との連携）

### （1）県との連携

水質管理等に際して問題が生じた場合には所轄の保健所等の指導・助言を受けるなど、より一層関係を密にしていきます。特に水源での水質事故が発生した場合、あるいは地震、水害等の自然災害により正常な給水が困難となった場合など緊急事態が生じたときには、連携を強化して適切に対処していきます。

### （2）水質検査の委託先との連携

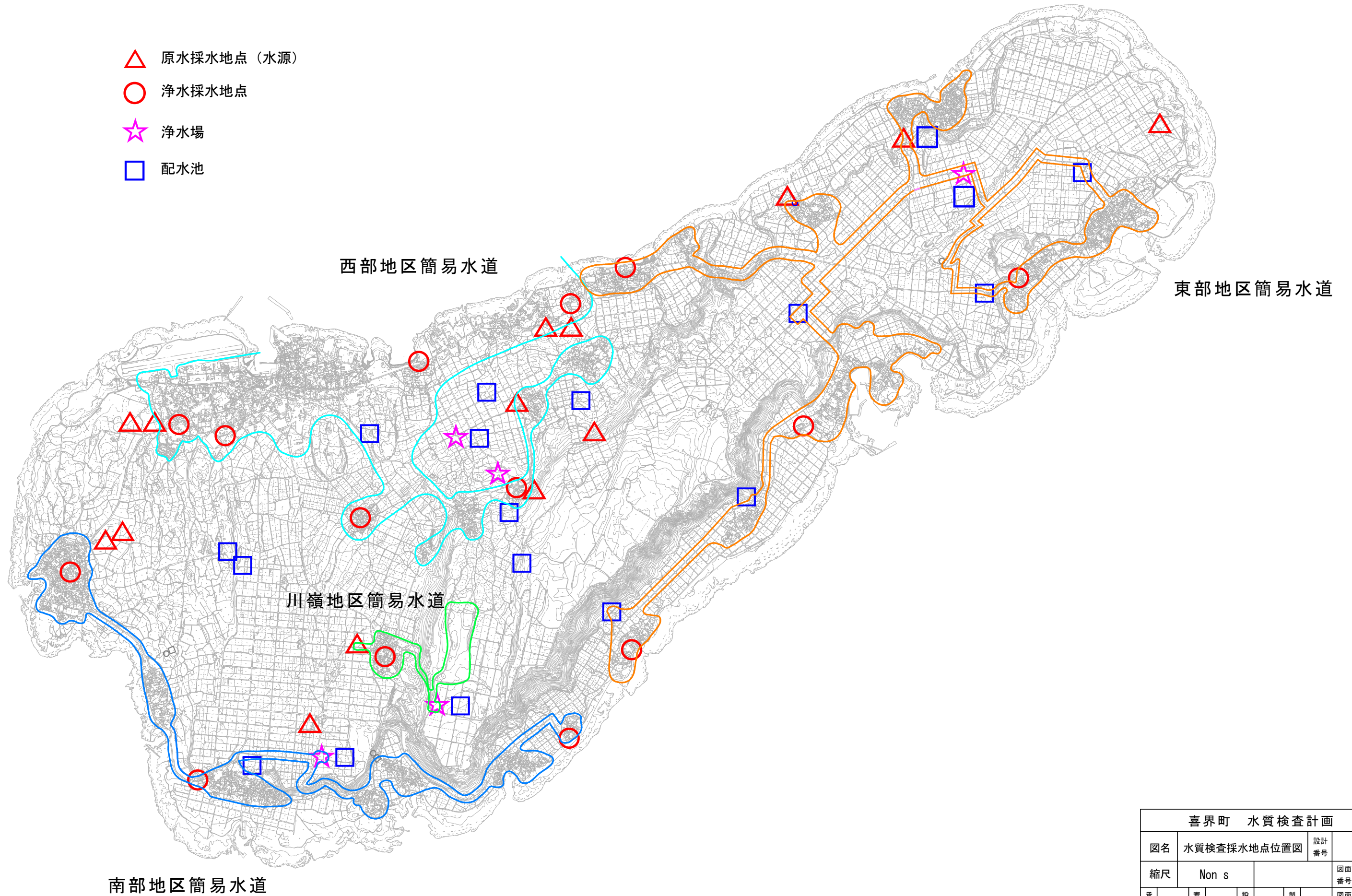
水質に関する専門知識とノウハウを有する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関から得る情報等は大変有益であるとともに、非常時に即時対応できる体制を確立する上でも検査機関との連携は最重要であることから、今後においても、連絡調整を密にして適切な水質管理ができるようしていきます。





別紙 水質検査採水地点位置図(H31)

- △ 原水採水地点 (水源)
- 浄水採水地点
- ☆ 浄水場
- 配水池



喜界町 水質検査計画				
図名	水質検査採水地点位置図		設計 番号	
縮尺	Non s			図面 番号
承 諾	審 査	設 計	製 図	図面 総 番号

別表一原2 クリプトスポリジウム等の検査

事業名	水源名	種別	レベル	施設整備	原水検査項目	検査回/年
川嶺地区簡易水道	川嶺水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
南部地区簡易水道	荒木第2水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	荒木第3水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	上嘉鉄水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
東部地区感水道	伊実久水源	湧水	レベル3	整備済み	指標菌 クリプトスポリジウム等	1回 1回
	小野津第2水源	湧水	レベル3	整備済み	指標菌 クリプトスポリジウム等	1回 1回
	志戸桶第3水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
西部地区簡易水道	滝川水源	湧水	レベル3	整備中	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回 4回
	島中水源	湧水	レベル3	整備中	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回 4回
	大朝戸水源	湧水	レベル3	整備中	指標菌 クリプトスポリジウム等	12回 4回
	中里水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	新中里水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	中熊水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回
	新中熊水源	地下水	レベル1	—	指標菌	4回

\*1 : レベルについて（汚染のおそれの判断）

レベル	指標菌	水源種別	汚染のおそれ
レベル4	検出	表流水（河川水、湖沼水、ダム水）	汚染のおそれが高い
レベル3		地下水（伏流水、湧水、浅井戸、深井戸）	汚染のおそれがある
レベル2	不検出	被圧地下水以外	当面、汚染の可能性が低い
レベル1		被圧地下水のみ（主に深井戸）	汚染の可能性が低い

指標菌とは、大腸菌、嫌気性芽胞菌のことをいい、いずれかの指標菌が検出された場合を「検出」とします。

\*2 : 施設整備について・・・レベル4、3の施設について、下記の施設が整備されている場合を「済み」とします。

レベル	施設整備
レベル4	ろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過）を整備し、ろ過池出口の濁度を0.1度以下で常時監視（高感度濁度計整備）
レベル3	上記設備又は紫外線処理設備

\*3 : 原水の検査について・・・汚染のレベル及び施設の整備状況に応じて、下記の頻度で検査を実施することとなっています。

レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル4	整備済み	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/年
		指標菌検査	1回以上/年
レベル3	施設整備中	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/3ヶ月
		指標菌検査	1回以上/1ヶ月
レベル2	—	指標菌検査	1回以上/3ヶ月
レベル1	—	原水の水質検査	1回/年
		井戸内部の撮影	1回/3年

別表一原1 原水の検査項目と検査頻度

番号	事業名	水源名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	川嶺地区簡易水道	川嶺	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	
2	南部地区簡易水道	荒木第2	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	
3		荒木第3	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	
4		上嘉鉄	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
5	東部地区簡易水道	伊実久	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	
6		小野津第2	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	
7		志戸桶第3	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
8	西部地区簡易水道	滝川	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 39	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	
9		島中	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 39	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	
10		大朝戸	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 39	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	クリプト 指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	
11		中里	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
12		新中里	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
13		中熊	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度
14		新中熊	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	39	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度	硝酸・硬度	指標 硝酸・硬度	硝酸・硬度



Table with columns: 番号, 水質基準項目, 水質基準値, 法定検査回数, 検査回数(補) 可否, 条件, 省略の可否, 条件, 実施検査回数(〇) (4月-3月), 番号. Rows include items like 一般細菌, 大腸菌, カドミウム及びその化合物, etc.

※ H15.10.10 経水1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照 ※

注2 原水の品質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

注3 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注3

注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注4

注5 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

注6 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注6

注7 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する湖沼の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注7

※1 海水を原水とする場合は不可。 ※1

※2 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

☆ シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1、2-ジクロロエチレン ☆

塗りつぶしは上記 ※印表記とレベル2につき不要項目 ※2



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の順 可否 条件	省略の可否 可否 条件	実施検査回数(○)												番号
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×	×						○							1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×	×					○								2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○								9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○								10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1		○								13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6			○								14
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6			○								15
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6			○								16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6			○								17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6			○								18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6			○								19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6			○								20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
ジトリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	28
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	29
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4			○								35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×				○								38
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								41
シェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×		○	注7			○								42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7			○								43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○								45
有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×				○								46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×				○								47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×				○								49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×				○								50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×				○								51
大腸菌(指標菌)	MPN/100mL	レベル2	×		×				○				○				※
嫌気性芽胞菌(指標菌)	/100mL	レベル2	×		×				○				○				※
クリプトスポリジウム	/10L	レベル2	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	※
シアルジア	/10L	レベル2	×		×			—	—	—	—	—	—	—	—	—	※

H15.10.10 健水発1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照 ※

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する湖沼の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

海水を原水とする場合は不可。

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

塗りつぶしは上記 ※印表記とレベル2につき不要項目

シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数削減		省略の可否		実施検査回数 (○)																
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×								○										
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×								○										
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4							○										
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4							○										
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×								○										
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×								○										
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1						○										
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6							○										
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6							○										
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6							○										
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6							○										
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6							○										
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6							○										
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6							○										
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2																
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4							○										
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4							○										
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4							○										
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4							○										
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×								○										
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
ジェオスミン	0.0001 mg/L以下	原因藻類発生時期に	×		○	注7							○										
2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7							○										
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3							○										
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×								○										
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×								○										
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×																		
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×								○										
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×								○										
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×								○										
大腸菌（指標菌）	MPN/100mL	レベル2	×		×								○										○
嫌気性芽胞菌（指標菌）	/100mL	レベル2	×		×								○										○
クリプトスポリジウム	/10L	レベル2	×		×																		
ジアルジア	/10L	レベル2	×		×																		

H15.10.10 難水発1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照

原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

海水を原水とする場合は不可。

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

塗りつぶしは上記 ※印表記とレベル2につき不要項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン



Table with columns: 番号, 水質基準項目, 水質基準値, 法定検査回数, 検査回数, 省略の可否, 実施検査回数 (4月-3月), 番号. Rows include items like 一般細菌, 大腸菌, カドミウム, etc.

※ H15.10.10 排水浄水1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照 ※

注2 原水の品質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

注3 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注3

注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注4

注5 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

注6 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注6

注7 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注7

※1 海水を原水とする場合は不可。 ※1

※2 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

☆ シスー1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1、2-ジクロロエチレン ☆

塗りつぶしは上記 ※印表記とレベル2につき不要項目





Table with columns: Water Quality Standard Item, Standard Value, Legal Check Frequency, Number of Checks, Proportionality, and Implementation Frequency (Apr-Mar).

H15.10.10 排水処理1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照

原水の品質が大きく変わるとおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する湖沼の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。

海水を原水とする場合は不可。

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

塗りつぶしは上記※印表記とレベル2につき不要項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン

番号	水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数(補)			実施検査回数(○)												番号					
				可否	条件	省略の可否	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1	一般細菌	1mlの水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×						○												1
2	大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×						○												2
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												3
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												4
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												5
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○												6
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												7
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○												8
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×						○												9
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○												10
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												12
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1				○												13
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○												14
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○												15
16	シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○												16
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○												17
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○												18
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○												19
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○												20
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26
27	ジトリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○												32
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○												33
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○												34
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○												35
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												36
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												37
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×						○												38
39	カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												40
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												41
42	ジエオスミン	0.0001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×		○	注7					○												42
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7					○												43
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												44
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○												45
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×						○												46
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×						○												47
48	味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
49	臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×						○												49
50	色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×						○												50
51	濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×						○												51
※	大腸菌(指標菌)	MPN/100mL	レベル3 整備中	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
※	嫌気性芽胞菌(指標菌)	/100mL	レベル3 整備中	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
※	クリプトスポリジウム	/10L	レベル3 整備中	×		×		○				○										○		※
※	ジアルジア	/10L	レベル3 整備中	×		×		○				○										○		※

※ H15.10.10 産水機水1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照 ※

注2 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。注2

注3 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。注3

注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。注4

注5 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。注5

注6 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。注6

注7 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。注7

※1 海水を原水とする場合は不可。 ※1

※2 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 塗りつぶしは上記 ※印表記とレベル2につき不要項目 ※2

☆ シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数 の順 可否 条件	省略の 可否 条件	実施検査回数（○）												番号						
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
一般細菌	1 mlの水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×	×								○											1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×	×								○											2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○											6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○											8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×							○											9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○											10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1					○											13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○											14
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○											15
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○											16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○											17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○											18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○											19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○											20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○											32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○											33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○											34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○											35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○											38
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											41
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に 1回以上/月	×		○	注7						○											42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7						○											43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○											45
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○											46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×							○											47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×							○											49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×							○											50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×							○											51
大腸菌（指標菌）	MPN/100mL	レベル3 整備中	×		×							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
嫌気性芽胞菌（指標菌）	/100mL	レベル3 整備中	×		×							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
クリプトスポリジウム	/10L	レベル3 整備中	×		×							○											※
シアロジア	/10L	レベル3 整備中	×		×							○											※

H15.10.10 健水発1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照 ※

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資器材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注4

連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を発生する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

塗りつぶしは上記 ※印表記とレベル2につき不要項目

シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆









水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の順可否条件	省略の可否条件	実施検査回数(○)												番号				
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×	×								○									1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×	×								○									2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○									6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○									8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×							○									9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×								○									10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1					○									13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○									14
1, 4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○									15
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○									16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○									17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○									18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○									19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○									20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	○	注3	※2			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29
ブロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○									32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○									33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○									34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○									35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○									38
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39
挥发残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									41
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×	○	注7							○									42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×	○	注7							○									43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○									45
有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○									46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×							○									47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×							○									49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×							○									50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×							○									51
大腸菌(指標菌)	MPN/100mL	レベル2	×	×								○									※
嫌気性芽胞菌(指標菌)	/100mL	レベル2	×	×								○									※
クリプトスピリジウム	/10L	レベル2	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※
シアルジア	/10L	レベル2	×	×					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※

H15.10.10 健水発1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照 ※

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注4

連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

シス-1、2-ジクロロエチレン及びトランス-1、2-ジクロロエチレン ☆

塗りつぶしは上記 ※印表記とレベル2につき不要項目 ※2

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の補		省略の可否		実施検査回数 (○)											
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×							○						
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×							○						
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○						
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○						
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×							○						
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○						
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×					○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3 ※1						○						
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○						
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○						
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○						
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○						
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○						
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○						
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○						
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○						
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○						
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○						
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○						
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○						
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
ジェオスミン	0.0001 mg/L以下	原因藻類発生時期に	×		○	注7						○						
2-メチルイソボルネオール	0.0001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7						○						
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○						
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○						
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×							○						
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×							○						
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×							○						
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×							○						
大腸菌（指標菌）	MPN/100mL	レベル2	×		×							○						○
嫌気性芽胞菌（指標菌）	/100mL	レベル2	×		×							○						○
クリプトスポリジウム	/10L	レベル2	×		×							-	-	-	-	-	-	-
ジアルジア	/10L	レベル2	×		×							-	-	-	-	-	-	-

H15.10.10 排水発水1010001(H25.3.28改) 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について 第4 その他留意事項 2 原水に係る水質検査の実施について 参照  
 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

- 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
- 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
- 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。
- 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
- 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する湖沼の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
- 海水を原水とする場合は不可。
- 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

塗りつぶしは上記※印表記とレベル2につき不要項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン



別表一 浄1 浄水の検査項目と検査頻度

番号	配水系統	地区名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	川嶺浄水場配水池系	川嶺	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日
2	南部浄水場配水池系	荒木	9+2 毎日	9+2 毎日	23+4 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+4 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+4 毎日
3		上嘉鉄	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日
4		蒲生	9+2 毎日	9+2 毎日	23+4 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+4 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+4 毎日
5	東部浄水場配水池系	阿伝	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日
6		白水	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日
7		佐手久	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日	9 毎日
8		坂嶺	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日
9	西部浄水場配水池系	中里	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日
10	水天宮(湾)配水池系	湾	9+2 毎日	9+2 毎日	23+5 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+5 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+5 毎日
11	赤連配水池(SUS)系	池治	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日
12	赤連配水池(RC)系	羽里	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日
13	滝川浄水場系	滝川	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日
14	大朝戸配水池系	中熊	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	51 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日	9+2 毎日	9+2 毎日	23+3 毎日

Table with columns: 番号, 水質基準項目, 水質基準値, 法定検査回数, 検査回数, 省略の可否, 実施検査回数 (O), 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月, 2月, 3月, 番号. Rows include items like 一般細菌, 大腸菌, カドミウム, etc.

注2 原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。
注3 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
注5 継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。
注6 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
注7 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。
※1 海水を原水とする場合は不可。
※2 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。
☆ シスー1、2ージクロロエチレン及びトランスー1、2ージクロロエチレン

Legend for inspection frequency: 9項目 (pink), 消毒11項目 (light blue), 23項目 (yellow), 追加項目 (green).

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数		省略の可否		実施検査回数（○）												番号			
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×	×	×	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×	×	×	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×																	9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアン物の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×																	11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1															13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																14
1，4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																15
ジス及びトランス-1，2-ジクロロエチレン ☆	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2															26
ジトリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	28
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	29
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																	31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																41
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×		○	注7																42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下		×		○	注7																43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																45
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
色	異常でないこと	1回/日	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
残留窒素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上で検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資器材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注4

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 注8

9項目 消毒11項目 23項目 追加項目 ※2

ジス-1，2-ジクロロエチレン及びトランス-1，2-ジクロロエチレン ☆



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の特		省略の可否		実施検査回数(○)											
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○							○		○
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○							○		○
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3										○		
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6										○		
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6										○		
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6										○		
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6										○		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6										○		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6										○		
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6										○		
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
クロロホルム	0.06 mg/L以下	0	×		×				○							○		○
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3			○							○		○
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
ブロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○							○		○
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4										○		
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4										○		
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4										○		
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4										○		
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3										○		
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3										○		
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○							○		○
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3										○		
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因薬類発生時期に1回以上/月	×		○	注7										○		
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7										○		
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○							○		○
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3										○		
有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

海水を原水とする場合は不可。

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

9項目 消毒11項目 23項目 追加項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン

番号	水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の減		省略の可否		実施検査回数（○）												
				可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○										○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×														○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1												
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
16	シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6													
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
25	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2												○
27	縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
30	プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○									○
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4													
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													○
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因薬類発生時期に1回以上/月	×		○	注7													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7													
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													○
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3													
46	有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※	色	異常でないこと	1回/日	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※	濁り	異常でないこと	1回/日	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※	残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注2 原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

注3 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況と並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

注5 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

注6 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

注7 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する薬類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

※1 海水を原水とする場合は不可。

※2 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

☆ シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン

9項目
消毒11項目
23項目
追加項目



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数		省略の可否		実施検査回数(○)												番号							
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																				
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																				
<b>亜硝酸態窒素</b>	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×																					
シアン化合物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
<b>硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</b>	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×																					
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1																			
<b>四塩化炭素</b>	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																				
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																				
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																				
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																				
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																				
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																				
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																				
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
ジクロロ酢酸	<b>0.03 mg/L以下</b>	1回以上/3ヶ月	×		×																					
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2																			
ジトリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
トリクロロ酢酸	<b>0.03 mg/L以下</b>	1回以上/3ヶ月	×		×																					
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																					
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																				
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																				
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																				
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																				
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×		○	注7																				
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下		×		○	注7																				
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残留窒素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上で検査頻度を減らすことが可能。注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。注4

連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数減		省略の可否		実施検査回数（○）												番号				
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																	6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																	8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×																		9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×																		11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1																13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																	14
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																	15
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																	16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																	17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																	18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																	19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6																	20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2																26
縫トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		28
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		29
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×																		31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																	32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																	33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																	34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4																	35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	41
ジオオキシ	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×		○	注7																	42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7																	43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																	45
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
色	異常でないこと	1回/日	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
残留窒素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注4

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の特		省略の可否		実施検査回数(○)											
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×					○						○		○
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3				○						○		○
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
ブロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×					○						○		○
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3				○						○		○
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因薬類発生時期に1回以上/月	×		○	注7												
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7												
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3				○						○		○
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する深層の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

海水を原水とする場合は不可。

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

9項目 消毒11項目 23項目 追加項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン

番号	水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の精				実施検査回数(O)																番号			
				可		条件		可		条件		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○											○	○
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○			○												○
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○			○												○
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×						○			○												○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1				○			○												○
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○			○												○
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○			○												○
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○			○												○
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○			○												○
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○			○												○
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○			○												○
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6					○			○												○
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2				○			○												○
27	縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○			○												○
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○			○												○
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○			○												○
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○			○												○
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4					○			○												○
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因薬類発生時期に1回以上/月	×		○	注7																				○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7																				○
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○			○												○
45	フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3																				○
46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
※	色	異常でないこと	1回/日	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
※	濁り	異常でないこと	1回/日	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
※	残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※

11 11 51 11 11 51 11 11 51 11 11 51

注2 原水の水質が大きく変わるとそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

注3 過去の検査結果が基準値の1/2を超えてことなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注3

注4 過去の検査結果が基準値の1/2を超えてことなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注4

注5 継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

注6 過去の検査結果が基準値の1/2を超えてことなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注6

注7 過去の検査結果が基準値の1/2を超えてことなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖泊水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する薬類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注7

※1 海水を原水とする場合は不可。 注1

※2 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 注2

9項目 消毒11項目 23項目 追加項目

☆ シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ☆

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数削減		省略の可否		実施検査回数(○)												番号					
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×									○						○				9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○										12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1								○									13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									14
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									15
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2							○										26
織トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										28
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										29
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×									○										31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○										32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○										33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○										34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4								○										35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○										36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○										37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○										40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○										41
ジオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×		○	注7																		42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7									○									43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○										44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3								○										45
有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
色	異常でないこと	1回/日	×		×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注4

連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

9項目 消毒11項目 23項目 追加項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆



水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の補		省略の可否		実施検査回数（○）												番号
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○							6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○							8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×						○				○			○	9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○			○	10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×						○	○	○	○	○	○	○	○	11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1					○							13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○							14
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○							15
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○							16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○							17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○							18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○							19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6						○							20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2					○					○		26
ジトリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		28
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		29
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×							○					○		31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○							32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○							33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○							34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4						○							35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○	○	○	○	○	○	○	38
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○	○	○	○	○	○	○	39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○					○		40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							41
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因発現発生時期に1回以上/月	×		○	注7													42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7						○							43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○					○		44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3						○							45
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×							○	○	○	○	○	○	○	46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×							○	○	○	○	○	○	○	47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×							○	○	○	○	○	○	○	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×							○	○	○	○	○	○	○	49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×							○	○	○	○	○	○	○	50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×							○	○	○	○	○	○	○	51
色	異常でないこと	1回/日	×		×							○	○	○	○	○	○	○	※
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×							○	○	○	○	○	○	○	※
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×							○	○	○	○	○	○	○	※

11 11 26 11 11 51 11 11 26 11 11 26

原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況と動向を調査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資材等の使用状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注4

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。）を調査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を調査し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数の補		省略の可否		実施検査回数（○）												番号						
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									3	
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									4	
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									5	
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									6	
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									7	
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									8	
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×										○									9	
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									10	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									12	
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1								○									13	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									14	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									15	
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ★	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									16	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									17	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									18	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									19	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○									20	
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									21	
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									22	
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									23	
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									24	
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									25	
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2								○									26	
織トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									27	
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									28	
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									29	
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									30	
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×										○									31	
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									32	
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									33	
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									34	
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○									35	
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									36	
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									37	
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									40	
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									41	
ジオスミン	0.00001 mg/L以下	原因藻類発生時期に1回以上/月	×		○	注7																		42	
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7									○									43	
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									44	
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○									45	
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
色	異常でないこと	1回/日	×		×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※

原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注4

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかなる場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆

9項目 消毒11項目 23項目 追加項目

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数		省略の可否		実施検査回数（○）												番号		
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						3
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						4
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						5
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○						6
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						7
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○						8
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×						○				○					○	9
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○					○	10
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						12
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	※1								○						13
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○						14
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6															15
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○						16
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○						17
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○						18
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○						19
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6									○						20
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	21
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	22
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	23
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	24
ジプロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	25
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3	※2				○				○				○	○	26
縫トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	27
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	28
プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	29
プロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	30
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×						○				○				○	○	31
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○						32
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○						33
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○						34
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4									○						35
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						36
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						37
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38
カルシウム・マグネシウム（硬度）	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	39
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3					○				○				○	○	40
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						41
ジオスミン	0.00001 mg/L以下	原因発現発生時期に1回以上/月	×		○	注7															42
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7									○						43
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○				○	○	44
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3									○						45
有機物（TOC）	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	46
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	47
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	48
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	51
色	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※

原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。 注2

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注3

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注4

連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。 注5

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地域の状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注6

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況（湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らか場合は、省略可能。 注7

海水を原水とする場合は不可。 ※1

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。 ※2

9項目
  消毒11項目
  23項目
  追加項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ☆

水質基準項目	水質基準値	法定検査回数	検査回数		省略の可否		実施検査回数(○)											
			可否	条件	可否	条件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	検出されないこと	1回以上/月	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×				○									○
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン *	0.04 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
ベンゼン	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注6												
塩素酸	0.6 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
クロロホルム	0.06 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
臭素酸	0.01 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		○	注3			○									○
縮トリハロメタン	0.1 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
ブロモホルム	0.09 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	×		×				○									○
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
銅及びその化合物	銅の量に関して1.0 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注4												
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
塩化物イオン	200 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム・マグネシウム(硬度)	300 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蒸発残留物	500 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○									○
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	原因薬類発生時期に1回以上/月	×		○	注7												
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1回以上/月	×		○	注7												
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3			○									○
フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/L以下	1回以上/3ヶ月	○	注2	○	注3												
有機物(TOC)	3 mg/L以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	5.8以上8.6以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	異常でないこと	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	5度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	2度以下	1回以上/月	○	注5	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁り	異常でないこと	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
残留塩素	0.1 mg/L以上	1回/日	×		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回まで検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

継続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3ヶ月に1回以上まで、検査頻度を減らすことが可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近隣の地域における地域の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水及び水源及び周辺の状況(湖沼水の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を算出する薬類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合は、省略可能。

海水を原水とする場合は不可。

浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可。

9項目 消毒11項目 23項目 追加項目

シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン